

浜松市公告第 411 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 30 日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ浜松可美店
浜松市南区東若林町 11 番地 1 号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田 圭

3 変更した事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
変更前	午前 9 時	翌午前 3 時
変更後	午前 8 時	翌午前 3 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車場	利用可能時間帯
変更前	敷地内平面駐車場	午前 8 時 30 分～翌午前 3 時 30 分
	屋上平面駐車場	
	第二駐車場	
変更後	敷地内平面駐車場	午前 7 時 30 分～翌午前 3 時 30 分
	屋上平面駐車場	午前 7 時 30 分～午後 10 時 00 分
	第二駐車場	

4 変更年月日

令和4年6月1日

5 届出年月日

令和4年3月28日